

第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 北海道
第19分科会「我が国の人材育成を考える～給付型奨学金の実現と司法修習生
に対する給費制の復活を求めて～」

我が国の人材育成を考える

～問題提起～

1 第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 北海道において、私たちは、「我が国の人材育成を考える～給付型奨学金の実現と司法修習生に対する給費制の復活を求めて～」とのタイトルで分科会を行った。
この分科会を運営した者として、以下、問題提起を行う。

2 近年、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）は、奨学金の返済滞納者に対し、支払督促・訴訟等の法的手続、信用情報機関への登録を行う等して、強硬な回収を行っている。

このような日本学生支援機構の対応は、日本における世界的にみても高い教育費の下で多くの学生が奨学金に頼らざるを得ないことともあいまって、非正規労働者の増加等の雇用環境の悪化や格差の拡大による家計の困難の拡大等の情勢の下で、奨学金を返済したくても返済することができないでいる多くの人達を追い詰める状況を生み出している。

私たちは、奨学金の滞納が上記のとおり構造的に生み出されていることを意識する必要があると考える。

本来、教育の機会を確保し、人生の選択肢と可能性を広げることに資するための奨学金が、逆に人生にハンディを負わせ、厳しい状況に更に追い打ちをかけるものであってはならないはずである。しかるに、日本学生支援機構の奨学金は、すべて貸与型であり、基本的には返済する必要がある。そうすると、貸与型の奨学金制度は、教育の機会均等を真に実現するものとしては限界があるといえるのではないだろうか。

上述までの問題の根本には、教育を受けることについて各人の経済的負担を原則とする「受益者負担」政策がある。しかし、教育を受けることは権利である。権利の実現として教育を受けることを、「自己投資」としてのみ捉えて、国が積極的な支援を行わないことは、国がその責務を全うしていないものとも評価し得る。

また、教育を受ける者に対する支援の不十分さは、我が国の将来を支える人材の育成に深刻な影響を及ぼし得ることにも留意する必要があると思わ

れる。

私たちは、教育を受ける権利の観点から、「受益者負担」政策の弊害に向き合う必要があることに注意を喚起したい。

3 「受益者負担」政策の弊害は、教育の分野に限られない。

「受益者負担」政策の一つとして、2011年から、司法修習生の司法修習費用について、それまでの給費制が廃止され、貸与制が開始されている。

司法改革の下で方向づけられ、現実化してしまった給費制の廃止と貸与制の導入は、法曹を志そうとする者が実際に法曹を目指す際の障害の一つとなっているものと思われる。機会の不平等を助長させる貸与制は、多様な人材を法曹界に迎え入れるという司法改革の題目と矛盾するとも解し得る。

また、司法制度は、国民の権利利益の実現・擁護に密接に関わるものである。その担い手である法曹の養成制度に問題が生じることは、国民の権利利益に重大な悪影響を及ぼしかねない。

私たちは、安易な「受益者負担」論を批判的に検証し、「受益者負担」を根拠とする貸与制の本質的影響を見極める必要があることを強調したい。

4 以上を踏まえ、私たちは、ここに次のとおり問題を提起する。

- ① 奨学金問題に対する全国的な取り組みを強化し、奨学金の返済困難者に対する支援を行き届かせる必要があるのではないだろうか。
- ② 給付型奨学金の実現と将来的な高等教育の無償化に向けた運動を進展させる必要があるのではないだろうか。
- ③ 司法修習生に対する司法修習費用の給費制について、その復活のための理解と運動を拡げる必要があるのではないか。
- ④ 広げられた格差を温存・増長させる「受益者負担」政策を見直し、我が国の人材育成について、公平かつ健全な環境を構想する必要があるのではないだろうか。

2012年10月28日

第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 北海道

第19分科会「我が国の人材育成を考える～給付型奨学金の実現と司法修習生に対する給費制の復活を求めて～」